

# 委 託 設 計 書

## 設 計 概 要

内 容	数 量	单 位
地域排水ポンプゴミ除去業務委託 予定作業回数 ゴミ除去+ゴミ確認+移動	623	回

## 委託內訳書（總括）

# 委 託 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
委託費								
	①ゴミ除去工							
		直接委託費						
			ゴミ除去	回	1			第1号 単価表
			安全費(ゴミ除去)	回	1			第4号 単価表
			直接委託費計					
		間接委託費						
		共通仮設費	率計上分	式	1			
			小計					
		現場管理費		式	1			
			小計					
			間接委託費計					
		計(ゴミ除去原価)						
		一般管理費等		式	1			
			一般管理費等計					
		ゴミ除去価格						
	②ゴミ確認工							
		直接委託費						
			ゴミ確認	回	1			第2号 単価表
			安全費(ゴミ確認)	回	1			第5号 単価表
			直接委託費計					
		間接委託費						
		共通仮設費	率計上分	式	1			
			小計					

## 委 託 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		現場管理費		式	1			
			小計					
			間接委託費計					
		計(ゴミ確認原価)						
		一般管理費等		式	1			
			一般管理費等計					
		ゴミ確認価格						
③移動工		直接委託費						
			移動	回	1			第3号 単価表
			安全費(移動)	回	1			第6号 単価表
			直接委託費計					
		間接委託費						
		共通仮設費	率計上分	式	1			
			小計					
		現場管理費		式	1			
			小計					
			間接委託費計					
		計(移動原価)						
		一般管理費等		式	1			
			一般管理費等計					
		移動価格						
委託価格①+②+③(単価合計)								

## 第 1 号 単価表 ゴミ除去

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員	収集・分別	人				
人力積込		m <sup>3</sup>				第7号単価表参照
ダンプトラック運搬	2t積級	m <sup>3</sup>				第8号単価表参照
計	1回 当り					

## 第 2 号 単価表 ゴミ確認

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員	確認作業	人				
計	1回 当り					

## 第3号単価表 移動

1回当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ダンプトラック2t積級運転		時間				第9号単価表参照
普通作業員		人				
計	1回 当り					

## 第 4 号 単価表 安全費(ゴミ除去)

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員B		人				
計	1回 当り					

## 第 5 号 単価表 安全費(ゴミ確認)

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員B		人				
計	1回 当り					

## 第 6 号 単価表 安全費(移動)

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員B		人				
計	1回 当り					

## 第 7 号 単価表

## 人力積込

1 m<sup>3</sup> 当り※施工パッケージ単価  
SCB210830

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価						
労務構成比		%				
普通作業員		%				
計	1m <sup>3</sup> 当り					

J01 土質等区分=1 土砂

## 第 8 号 単価表 ダンプトラック運搬

2t積級

5 m<sup>3</sup> 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ダンプトラック	2t積級	日	1			第10号単価表参照
計	5m <sup>3</sup> 当り					
	1m <sup>3</sup> 当り					

第 9 号 単価表 ダンプトラック2t積級運転 1 時間 当り SK0301001

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手(一般)		人				
軽油	1.2号	L	3.5			TZ006702002
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]	2t積級	時間				MM000301001
タイヤ損耗費	2t 良好	h				TZ010020022
諸雑費(まるめ)		式	1			
計	1時間 当り					

J01 機械使用条件コード=0

J03 機械損耗部品補正 =0

J05 交替制による割増し=1 交替制を適用しない

J07 基礎価格補正 =1 しない

J09 運転日当り運転時間[時間]=7

J02 岩石割増しコード=1

J04 供用日当り運転時間[時間]=7

J06 異常補正 =0

J08 輸送補正 =1 しない

岩石工の割増対象にしない

第 10 号 単価表 ダンプトラック 2t積級 1 日 当り SDGD10190

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手(一般)		人				
軽油	1.2号	L	21			TZ006702002
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]	2t積級	供用日	1.29			MM000301001
タイヤ損耗費	2t 良好 供用日	供用日	1.29			TZ010020025
諸雑費(まるめ)		式	1			#99
計	1日 当り					

J01 機械損耗部品補正=2 良好

# 特記仕様書

## 1. 委託名称

地域排水ポンプゴミ除去業務委託

## 2. 委託場所

- (1) 松戸市内一円(対象施設:64施設)  
(2) 作業施設は、別紙1(作業施設一覧)及び別紙2(案内図)とするが、変更する場合もある。

## 3. 委託期間

令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日 まで

## 4. 委託内容

地域排水ポンプ施設のスクリーン、沈砂設備等に堆積または浮遊しているゴミを市職員の指示により収集し、雨水の流れを円滑にする。

## 5. 委託内容詳細

- (1) 作業内容は以下の3作業である。

作業内容	作業詳細	予定数量
① ゴミ確認	ゴミ有無状況確認及び写真撮影	623 回
② ゴミ除去	ゴミ収集・分別及び運搬車両へのゴミ積込	312 回
③ 移動	地域排水ポンプ施設間の移動	578 回

上表②ゴミ除去の作業範囲はスクリーン、沈砂設備が主であるが、施設毎の詳細な範囲は市が指示する。また、作業の可否判断は写真または現地立会いをもって市が判断する。

- (2) 上記(1)の3作業は以下の通り、各施設のゴミ有無状況により、2通りに分かれる。

状況	実施作業
(a) ゴミが有る場合	①ゴミ確認 ②ゴミ除去 ③次の作業施設へ移動
(b) ゴミが無い場合	①ゴミ確認 ③次の作業施設へ移動

- (3) 受託者は作業①～③の内、実施した作業分のみを請求する。

各作業費用は単価合計に契約単価表の案分率を乗じて算出する。

なお、単価合計とは別紙1(作業施設一覧)の各1施設当たり、作業①～③を全て実施した場合合計金額である。

また、1回当たりとは当日の各1施設分の作業範囲を全て実施したことをいう。

## 6. ゴミ有無判断基準

ゴミ有無の判断基準は、水面よりスクリーン等に概ね平均して3cm以上ゴミが堆積している状態、または沈砂設備底面より概ね平均して5cm以上ゴミが堆積している状態を境とする。不明な点については、市と協議の上、決定する。

## 7. 作業日程

- (1) 各施設の作業日程は、当市の指定する日に受託者が実施する。
- (2) 原則として、詳細日程は、作業月の前月末日までに業務指示書(別紙4)により指示をする。  
参考として、上記表及び別紙3(作業予定数一覧)に各施設の年間予定回数を示すが、  
年間予定を確定するものではない。年間予定に関しては契約後、市との打合せにより  
決定するものとする。
- (3) 大雨、台風等によりゴミの流入量が急増すると予測される際は、前項の定期指示とは別に  
その前後に緊急指示する場合がある。その際は、別途業務指示書を発行するので、  
指示書に従い、作業を実施する。

## 8. 作業時間及び曜日

- (1) 作業時間は、9:00～17:00とする。
- (2) 作業は土曜日、日曜日、祝祭日及び、振替休日を休日とし作業を行わないものとする。
- (3) 但し、前述の指定された作業休止日であっても当市が必要と認める時は、作業を実施する  
ものとする。

## 9. 交通誘導

- (1) 作業に当り、交通誘導員を配置し、常に周辺住民及び通行車両等に、不都合が生じない  
ように配慮しなければならない。
- (2) 道路上の作業に当り、所轄警察署長へ必要書類を提出し、道路使用許可を受ける。  
必要に応じて関係機関にも必要書類を提出する。

## 10. ゴミ処分及び運搬

- (1) ゴミ処分予定数量： 1600 kg/年(処分数量はゴミの状況により増減あり)
- (2) 受託者は収集したゴミ等を自社にて分別し、市の指定した処理場に搬入する。  
原則として、当日収集したゴミ等は当日中に処理場に搬入する。
- (3) その手数料については「松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第39条に基づき  
受託者が支払い毎月の報告書に計量伝票を添付し、市に請求するものとする。
- (4) 収集したゴミの運搬にあたっては、ゴミの飛散及び水漏れには十分注意をし、適切な車両を  
使用する。

## 11. 写真撮影要領

- (1) 作業においては、全施設で写真撮影をする。前述6.ゴミ有無判断基準に従い、
  - (a) ゴミが有ると判断した場合、作業日当り2施設分を作業前・作業中・作業後を撮影し、  
それ以外の施設は作業前・作業後を撮影する。  
  
(b) ゴミがないと判断した場合、現場状態のみを写真撮影する。  
なお、作業前撮影及び現場状態撮影には計測スタッフ等を用いて撮影する。
- (2) 当日収集したゴミの全景を処理場搬入時に撮影する。
- (3) 作業前・作業後の写真は、同一方向、同一箇所で撮影し、写真帳に両者を左右対比して掲載  
する。
- (4) 水面下にゴミの堆積が有るが、写真にてゴミ有無の判断が難しいと予想される場合、  
写真に収集したゴミも同時に撮影する。
- (5) 1枚の写真では状況の判断が難しい場合、拡大撮影する等、複数撮影する。
- (6) 事業名称、施設名称、作業日、状況説明等を記入した黒板を同時に撮影する。

## 12. 提出書類

- (1) 契約後、速やかに業務計画書を提出する。
- (2) 每月業務完了後に作業報告書(別紙5～10)及び作業写真を提出する。  
また、報告書には処理場で発行された計量伝票を添付する。

## 13. その他

- (1) 作業に当り、異常等を発見した場合、または住民から苦情等を受けた場合、速やかに市の担当者へ連絡する。
- (2) この仕様書に疑義が生じた場合は市と協議の上、決定する。

## 添付資料

- (1) 共通仕様書
- (2) 契約単価表
- (3) 別紙1:作業施設一覧
- (4) 別紙2:案内図
- (5) 別紙3:作業予定数一覧
- (6) 別紙4:業務指示書
- (7) 別紙5:報告書
- (8) 別紙6:確認施設一覧
- (9) 別紙7:ゴミ除去有り施設一覧
- (10) 別紙8:ゴミ除去無し施設一覧
- (11) 別紙9:作業日報
- (12) 別紙10:処分費一覧

## ゴミ除去工共通仕様書

### 第1章 総則

#### 1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、松戸市(以下「当市」という。)が管理する地域排水ポンプ施設内のゴミ除去工に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面(以下、設計図書という。)に疑義が生じた場合は、当市と請負者との協議により決定する。

#### 2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により、監督職員が請負者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、請負者の発議により、請負者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と請負者が対等の立場で合議することをいう。

#### 3. 法令等の遵守

- (1) 請負者は、清掃作業を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。
  1. 労働基準法及び同法関連法規
  2. 労働者災害補償保険法及び同法関連法規
  3. 消防法及び同法関連法規
  4. 緊急失業対策法及び同法関連法規
  5. 建設業法及び同法関連法規
  6. 建築基準法及び同法関連法規
  7. 港湾法及び同法関連法規
  8. 毒物及び劇物取締法及び同法関連法規
  9. 道路法及び同法関連法規
  10. 下水道法及び同法関連法規
  11. 中小企業退職金共済法及び同法関連法規
  12. 道路交通法及び同法関連法規
  13. 河川法及び同法関連法規
  14. 電気事業法及び同法関連法規
  15. 公害対策基本法及び同法関連法規
  16. 騒音規制法及び同法関連法規
  17. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法関連法規
  18. 水質汚濁防止法及び同法関連法規
  19. 酸素欠乏症等防止規則及び同法関連法規
  20. 労働安全衛生法及び同法関連法規

21. 振動規則法及び同法関連法規
  22. 松戸市公害防止条例及び同法関連法規
- (2) 請負者は当該作業の設計図書の内容が(1)の諸法令に照らし、不適當又は矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に報告し確認を求めること。
- (3) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、請負者の負担と責任の元で行う事。なお、建設業退職者共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、請負者の責任において行うこと。

#### 4. 提出書類

- (1) 請負者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、作業に着手すること。
1. 現場代理人及び主任技術者届
  2. 工程表
  3. 職務分担表
  4. 緊急連絡届
  5. 作業計画書
  6. 運搬車両使用届
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、直ちに変更届を提出すること。
- (3) 請負者は、作業が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
1. 完了届
  2. 出来高調書
  3. 作業記録写真
  4. 完了図書一式
  5. 支払請求書及び明細書
- (4) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

#### 5. 官公署への手続き

- (1) 請負者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または、許可申請を行い、その許可を受けること。

#### 6. 現場体制

- (1) 請負者は、契約締結後、すみやかに代理人、並びに作業員を定め、所定の業務に従事させること。
- (2) 請負者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有するものを従事させること。
- (3) 請負者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

## 7. 地先住民等との協調

- (1) 請負者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協調を得ること。
- (2) 請負者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 請負者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料を受け取ってはならない。  
なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行ったときは、請負人がその責任を負うこと。

## 8. 損害賠償及び補償について

- (1) 請負者は、当該施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに現状復旧すること。
- (2) 請負者は、作業にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

## 9. 工程管理

- (1) 請負者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理をすること。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、円滑な進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、履行期間に含まれない日(祝日、休日等)に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間について、監督員の承諾を得ること。

## 10. 作業記録写真

請負者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出すること。

- (1) 作業前後の状況を同一方向で撮影すること。
- (2) 人力または機械の別により作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び請負者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (4) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (5) 写真是、カラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

## 第2章 安全管理

### 1. 一般事項

- (1) 請負者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じること。
- (3) 事故防止を図る為、安全管理については、作業計画書に明示し、請負者の責任において実施すること。

### 2. 安全教育

- (1) 請負者は、作業に従事するものに対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。

### 3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具のその他の設備は常時点検して、作業に従事するものの安全を図ること。
- (2) ポンプ槽、沈砂設備などにおいて、密閉環境下で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。  
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従う事。
- (3) 作業中は、酸素欠乏空気及び有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講じること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

### 4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講じること。
- (2) 作業現場には、ゴミ除去工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通整理人を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的な事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

## 5. その他

- (1) 請負者は、作業にあたって、当該施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講じること。
- (3) 前項の通報後、請負者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

## 第3章 ゴミ除去工

### 1. 一般事項

- (1) 請負者は、作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、必要な保護措置を講じ、当該施設に損傷を与えないように十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切が必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起らぬ構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとすること。  
ただし、上流に溢水が生じる恐れのある場合は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 請負者は、作業にあたり、騒音規正法、振動規制法及び松戸市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 請負者は監督員の指示に反して、作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることができる。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出ゴミ等で汚損させないこと。万一汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了時は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。

### 2. ゴミ除去工

#### (1) 作業時間、作業範囲等

作業にあたっては、道路使用条件を厳守して、実施すること。

#### (2) ゴミ等の流下防止

作業にあたって、下流側にゴミ等を流出させてはならない。万一、下流側にゴミ等を流出させた場合は、影響区間の流出ゴミ等を請負人の責任で取り除くこと。

#### (3) ゴミ等の積込、運搬

①請負者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。

②運搬車両は、事前に松戸市に届け出ること。

③運搬車両は、その使用にあたって、ゴミ等の流出・飛散・並びに臭気の漏洩の恐れのない構造の車両とすること。

④積込にあたっては、土砂の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないような措置を講ずること。

⑤ゴミ等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。

⑥ゴミ等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

## 第4章 その他

### 1. 作業の完了

- (1) 作業を終了し、所定の書類が提出された後、検査員の検査をもって完了とする。

### 2. 検査

- (1) 請負者は、検査員が指示した場合、中間検査及び完了検査に立会うこと。
- (2) 請負者は、検査のために必要な資料(日報、写真、完了図書等)を検査員の指示に従い、提出すること。

### 3. その他

- (1) 作業箇所において当該施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督職員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、請負者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

# 契 約 単 價 表

(消費税及び地方消費税を除く)

委託名称 地域排水ポンプゴミ除去業務委託

項目	単位	単価	案分率
ゴミ除去	1回当たり	金 円	35.9375 %
ゴミ確認	1回当たり	金 円	15.6250 %
移動	1回当たり	金 円	48.4375 %
単価合計		金 円	100.00 %

予定数量 623 回

(ゴミ除去 312回× 円)

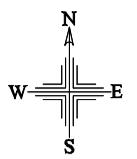
(ゴミ確認 623回× 円)

(移動 578回× 円)

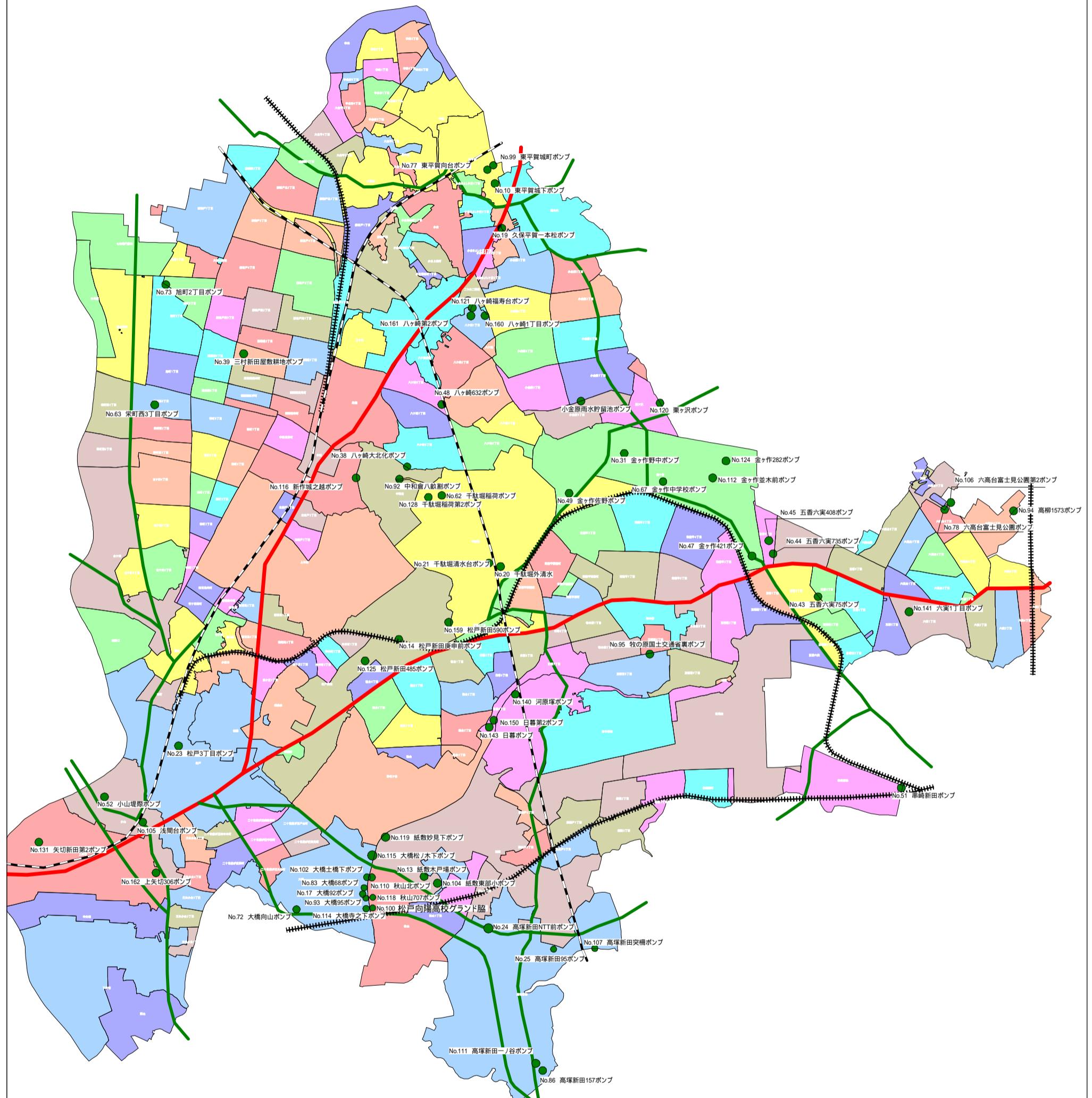
# 作業施設一覧(64施設)

別紙1

連番	ポンプNo.	施設名称	設置場所	住宅地図
1	10	東平賀城下	東平賀531番地先	P15-I-4
2	13	紙敷木戸場	紙敷1564番地先	P178-H-2
3	14	松戸新田庚申前	松戸新田429番地先	P118-F-2
4	17	大橋92	大橋92番地2地先	P178-A-3
5	19	久保平賀一本松	久保平賀293番地先	P23-A-4
6	20	千駄堀外清水	千駄堀830番地2地先	P91-J-4
7	21	千駄堀清水台	千駄堀831番地先	P91-I-4
8	23	松戸3丁目	松戸1353番地先	P140-F-3
9	24	高塚新田NTT前	高塚新田321番地先	P192-H-2
10	25	高塚新田95	高塚新田95番地2地先	P193-H-4
11	31	金ヶ作野中	金ヶ作364番地先	P66-H-2
12	38	八ヶ崎大北化	八ヶ崎六丁目37番地46地先	P63-G-4
13	39	三村新田屋敷耕地	西馬橋三丁目39番地29地先	P43-E-2
14	43	五香六実75	五香二丁目29番地21地先	P110-E-2
15	44	五香六実735	五香六丁目7番地19地先	P95-H-3
16	45	五香六実408	五香六丁目11番地20地先	P95-H-1
17	47	金ヶ作421	金ヶ作421番地先	P95-E-3
18	48	八ヶ崎632	八ヶ崎八丁目21番地16地先	P55-B-2
19	49	金ヶ作佐野	金ヶ作90番地先	P78-J-2
20	51	串崎新田	串崎新田187番地先	P162-F-2
21	52	小山堤際	小山454番地2地先	P151-E-3
22	62	千駄堀稻荷	千駄堀1059番地11地先	P77-B-2
23	63	栄町西3丁目	栄町西三丁目1031番地先	P51-B-2
24	67	金ヶ作中学校グランド	金ヶ作341番地先	P67-B-5
25	72	大橋向山	大橋354番地1地先	P177-B-5
26	73	旭町2丁目	旭町二丁目467番地先	P26-D-5
27	77	東平賀向台	東平賀585番地1地先	P15-I-2
28	78	六高台富士見公園	六高台六丁目79番地先	P84-C-3
29	83	大橋68	大橋68番地先	P178-A-3
30	86	高塚新田157	高塚新田157番地先	P202-F-2
31	92	中和倉八畝割	中和倉67番地2地先	P63-G-5
32	93	大橋95	大橋95番地先	P178-B-4
33	94	高柳1573	六高台五丁目174番地9地先	P85-B-3
34	95	牧の原国土交通省裏	五香西五丁目8番地先	P122-A-3
35	99	東平賀城町	東平賀573番地先	P15-I-2
36	100	松戸向陽高校グランド脇	秋山681番地先	P178-C-5
37	102	大橋土橋下	大橋53番地先	P178-B-2
38	104	紙敷東部小下	紙敷1585番地先	P179-B-2
39	105	浅間台	小山645番地先	P164-J-1
40	106	六高台富士見公園第2	六高台六丁目79番地先	P84-B-3
41	107	高塚新田突柵	高塚新田48番地先	P194-C-4
42	110	秋山北	秋山749番地先	P178-B-2
43	111	高塚新田一ノ谷	高塚新田150番地先	P202-E-1
44	112	金ヶ作並木前	金ヶ作274番地先	P67-J-5
45	114	大橋寺之下	大橋132番地先	P178-B-5
46	115	大橋松ノ木下	大橋9番地先	P168-C-4
47	116	新作城之越	新作516番地先	P62-J-5
48	118	秋山707	秋山707番地先	P178-B-4
49	119	紙敷妙見下	紙敷1474番地先	P168-D-2
50	120	栗ヶ沢	栗ヶ沢781番地先	P58-C-2
51	121	八ヶ崎福寿台	八ヶ崎一丁目47番地2地先	P38-G-2
52	124	金ヶ作282	金ヶ作282番地先	P68-B-3
53	125	松戸新田485	松戸新田485番地先	P118-A-4
54	128	千駄堀稻荷第2	千駄堀1070番地	P76-J-2
55	131	矢切新田堀第2	上矢切1494番地先	P163-F-3
56	140	河原塚	河原塚29番地先	P134-B-3
57	141	六実1丁目	六実一丁目7番地	P111-G-4
58	143	日暮	日暮八丁目37番地先	P144-I-1
59	150	日暮第2	日暮八丁目29番地先	P133-I-5
60	159	松戸新田590	松戸新田590番地先	P105-C-5
61	160	八ヶ崎1丁目	八ヶ崎一丁目38番地先	P38-H-3
62	161	八ヶ崎第2	八ヶ崎一丁目50番地先	P38-F-3
63	162	上矢切306	上矢切306番地先	P175-B-1
64	-	小金原雨水貯留池	小金原七丁目8番地11地先	P57-B-2



別紙2



## 地域排水ポンプゴミ除去業務委託 案内図(64施設)

# 作業予定数一覧(64施設)

別紙3

連番	頻度	ポン°No	施設名称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	A	25	高塚新田95	4	3	4	4	4	4	4	4	4	3	4	3	45
2	A	31	金ヶ作野中	4	3	4	4	4	4	4	4	4	3	4	3	45
3	B	19	久保平賀一本松	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	21
4	B	24	高塚新田NTT前	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	21
5	B	47	金ヶ作421	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	21
6	B	95	牧の原国土交通省裏	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	21
7	B	107	高塚新田突柵	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	21
8	C	13	紙敷木戸場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
9	C	67	金ヶ作中学校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
10	C	72	大橋向山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
11	C	73	旭町2丁目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
12	C	77	東平賀向台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
13	C	83	大橋68	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
14	C	92	中和倉八畝割	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
15	C	93	大橋95	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
16	C	102	大橋土橋下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
17	C	110	秋山北	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
18	C	114	大橋寺之下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
19	C	116	新作城之越	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
20	C	131	矢切新田堀第2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
21	C	141	六実1丁目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
22	D	10	東平賀城下	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	8
23	D	14	松戸新田庚申前	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	8
24	D	17	大橋92	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	8
25	D	20	千駄堀外清水	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	8
26	D	21	千駄堀清水台	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	8
27	D	39	三村新田屋敷耕地	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	8
28	D	43	五香六実75	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	8
29	D	44	五香六実735	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	8
30	D	45	五香六実408	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	8
31	D	48	八ヶ崎632	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
32	D	49	金ヶ作佐野	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
33	D	51	串崎新田	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
34	D	52	小山堤際	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
35	D	62	千駄堀稻荷	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
36	D	63	栄町西3丁目	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
37	D	86	高塚新田157	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
38	D	94	高柳1573	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
39	D	99	東平賀城町	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
40	D	100	松戸向陽高校グランド脇	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
41	D	104	東部小下	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
42	D	105	浅間台	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
43	D	106	六高台富士見公園第2	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
44	D	111	高塚新田一ノ谷	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
45	D	112	金ヶ作並木前	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
46	D	115	大橋松ノ木下	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
47	D	118	秋山707	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
48	D	119	紙敷妙見下	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
49	D	120	栗ヶ沢	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
50	D	121	八ヶ崎福寿台	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
51	D	124	金ヶ作282	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
52	D	125	松戸新田485	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
53	D	128	千駄堀稻荷第2	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
54	D	140	河原塚	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
55	D	143	日暮	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
56	D	150	日暮第2	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
57	D	159	松戸新田590	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
58	D	160	八ヶ崎1丁目	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
59	D	161	八ヶ崎第2	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
60	D	162	上矢切306	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
61	E	23	松戸3丁目	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
62	E	38	八ヶ崎大北化	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
63	E	163	小金原雨水貯留池	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
64	E	78	六高台富士見公園	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
合計				71	30	75	32	71	41	71	41	70	25	66	30	623

# 作業予定数一覧(64施設)

別紙3

## 作業予定数

E		年間回数 × 施設数	計
A	6~11月(4回/月)、12~5月(3回/月)	年 45 回 × 2 施設	90 回
B	6~11月(2回/月)、12~5月(1回/月)	年 21 回 × 5 施設	105 回
C	4~3月 (1回/月)	年 12 回 × 14 施設	168 回
D	4~3月 (1回/2月)	年 8 回 × 9 施設	72 回
E	4~3月 (1回/6月)	年 6 回 × 30 施設	180 回
	4~3月 (1回/12月)	年 2 回 × 4 施設	8 回
合計			623 回

○○	○○	○○

# 地域排水ポンプゴミ除去 業務指示書(○月分)

事業名称	地域排水ポンプゴミ除去業務委託
業務日程・施設	松戸市内一円(下記表参照)
受託業者	○○○○(株) (現場代理人:○○ ○○ 氏)
業務内容	雨水ポンプ施設の沈砂設備等のゴミ確認・除去・運搬
指示年月日	令和○○年○月○日
指示者氏名	○○ ○○ 印

## 業務日程・施設一覧

日程	No.	施設名称	日程	No.	施設名称	
<b>Aコース</b>						
	25	高塚新田95	ポンプ		20 千駄堀外清水	ポンプ
	31	金ヶ作野中	ポンプ		44 五香六実735	ポンプ
<b>Bコース</b>						
	19	久保平賀一本松	ポンプ		51 串崎新田	ポンプ
	24	高塚新田NTT前	ポンプ		52 小山堤際	ポンプ
	47	金ヶ作421	ポンプ		62 千駄堀稻荷	ポンプ
	95	牧の原国土交通省裏	ポンプ		63 栄町西3丁目	ポンプ
	107	高塚新田突柵	ポンプ		86 高塚新田157	ポンプ
<b>Cコース</b>						
	13	紙敷木戸場	ポンプ		94 高柳1573	ポンプ
	67	金ヶ作中学校グランド	ポンプ		99 東平賀城町	ポンプ
	72	大橋向山	ポンプ		100 松戸向陽高校グランド脇	ポンプ
	73	旭町2丁目	ポンプ		104 東部小下	ポンプ
	77	東平賀向台	ポンプ		105 浅間台	ポンプ
	83	大橋68	ポンプ		106 六高台富士見公園第2	ポンプ
	92	中和倉八畝割	ポンプ		111 高塚新田一ノ谷	ポンプ
	93	大橋95	ポンプ		112 金ヶ作並木前	ポンプ
	102	大橋土橋下	ポンプ		115 大橋松ノ木下	ポンプ
	110	秋山北	ポンプ		118 秋山707	ポンプ
	114	大橋寺之下	ポンプ		119 紙敷妙見下	ポンプ
	116	新作城之越	ポンプ		120 栗ヶ沢	ポンプ
	131	矢切新田堀第2	ポンプ		121 八ヶ崎福寿台	ポンプ
	141	六実1丁目	ポンプ		124 金ヶ作282	ポンプ
<b>Dコース</b>						
	10	東平賀城下	ポンプ		125 松戸新田485	ポンプ
	14	松戸新田庚申前	ポンプ		128 千駄堀稻荷第2	ポンプ
	17	大橋92	ポンプ		140 河原塚	ポンプ
	21	千駄堀清水台	ポンプ		143 日暮	ポンプ
	39	三村新田屋敷耕地	ポンプ		150 日暮第2	ポンプ
	43	五香六実75	ポンプ		159 松戸新田590	ポンプ
	45	五香六実408	ポンプ		160 八ヶ崎1丁目	ポンプ
	48	八ヶ崎632	ポンプ		161 八ヶ崎第2	ポンプ
	49	金ヶ作佐野	ポンプ		162 上矢切306	ポンプ
<b>Eコース</b>						
	23	松戸3丁目	ポンプ			
	38	八ヶ崎大北化	ポンプ			
	78	六高台富士見公園	ポンプ			
	-	小金原雨水貯留池	ポンプ			

作業回数計 ○○ 回

# 報 告 書

令和〇〇年〇月〇日

松戸市  
松戸市長 様

住所

氏名 印

令和〇〇年度〇月分

1. 事業名称 地域排水ポンプゴミ除去業務委託

2. 事業場所 松戸市内一円

3. 履行期間 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日まで

4. 業務方法

- ① 現地到着後、保安用品の設置、交通誘導員を配置。
- ② ゴミ有無確認、撮影
- ③ 人力によるゴミ除去。除去後撮影。  
※②でゴミ有りと判断した場合のみ実施。
- ④ 次の施設へ移動。
- ⑤ 上記①～④を業務指示書に従って繰り返す。
- ⑥ 当日、最後に和名ヶ谷 C.C.へゴミ運搬、撮影。

5. 業務内容

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| ゴミ 確認 | <input type="radio"/> 回  |
| 内ゴミ除去 | <input type="radio"/> 回  |
| 移 動   | <input type="radio"/> 回  |
| ゴミ処分量 | <input type="radio"/> kg |
| 稼動日数  | <input type="radio"/> 日  |

令和 年 月 日

## 地域排水ポンプゴミ除去業務委託

## 確認施設一覧

令和〇〇年〇月分

令和 年 月 日

## 地域排水ポンプゴミ除去業務委託

## ゴミ除去有り施設一覧

令和〇〇年〇月分

令和 年 月 日

## 地域排水ポンプゴミ除去業務委託

## ゴミ除去無し施設一覧

令和〇〇年〇月分

# 作業日報

## 地域排水ポンプゴミ除去業務委託

業務年月日 令和〇〇年〇月〇日  
業務場所 ○・〇・〇コース

◎ゴミ除去有り

ポンブ No.	施設名称

小計 ○ 回

◎ゴミ除去無し

小計 ○ 回

◎ゴミ確認

合計 ○ 回

## 業務内容 雨水ポンプ施設内のゴミ確認・除去・運搬

業務人數 作業員○人+交通誘導員○人

## 傳用機械

使用機種　OptiSync 2  
ゴミ箱分　和名ケ谷駅 池波八幡橋

項東記

現場代理人 00 00 印

令和〇〇年〇月〇日

# 处分費一覽

# 地域排水ポンプゴミ除去業務委託

運搬先:和名ヶ谷クリーセンタ-  
処理単価:16円/kg(税抜き)

令和〇〇年〇月分

注)処理場への1回運搬当たりの重量が20kg未満の場合、20kgとして計上する。